

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書類)

2021 年 10 月 1 日

三 菱 倉 庫 株 式 会 社

2021年10月1日

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
三菱倉庫株式会社
取締役社長 藤倉正夫

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2021年8月2日付で中貿開発株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、中貿開発株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。

本合併に関する事後開示事項(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項)は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1項)

2021年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法789条第2項の規定に基づき、2021年8月13日付の官報により、本合併に係る債権者に対する公告を行い、かつ、知れた債権者には各別に催告しましたが、異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第3号)

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 8 月 13 日付の電子公告により、本合併に係る株主に対する公告を行いました。なお、本合併は、会社法第 796 条第 3 項に定める数の株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2021 年 8 月 13 日付の官報及び電子公告により、本合併に係る債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、2021 年 10 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から、その資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記予定日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2021 年 10 月 22 日(予定)

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書類)

2021 年 8 月 13 日

中 貿 開 発 株 式 会 社

2021年8月13日

静岡県浜松市中区砂山町320番地の2
中 貿 開 発 株 式 会 社
代 表 取 締 役 深 澤 伸 也

吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2021年8月2日付で三菱倉庫株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、三菱倉庫株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併に関する事前開示事項(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項)は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項)
別紙のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号)
本合併は、当社の完全親会社との吸収合併であるため、本合併に際し、株式その他の金銭等の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号)
該当事項はありません。
4. 新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号)
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)よりご覧いただけます。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
吸収合併存続会社及び当社のいずれにおいても該当事項はありません。
6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第5号)
本合併の効力発生日時点における吸収合併存続会社である三菱倉庫株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の三菱倉庫株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従って、本合併後における三菱倉庫株式会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以 上